

木祖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

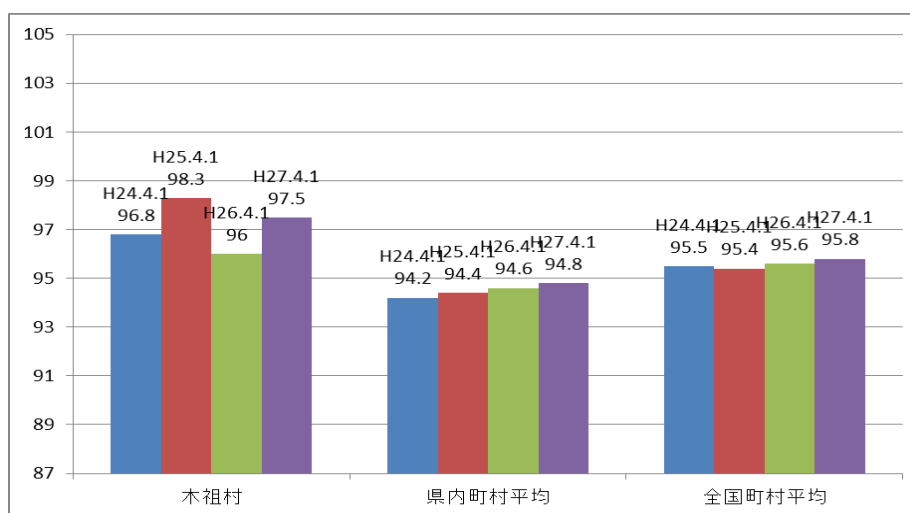
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 3,038	千円 2,761,218	千円 80,558	千円 451,119	% 16.3	%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 46	千円 144,605	千円 25,055	千円 52,866	千円 222,526	千円 4,837	千円 5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

※木祖村には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引下げ。

激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給無し

③その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木祖村	37.4 歳	277,900 円	307,891 円	299,294 円
長野県	45.3 歳	338,946 円	400,134 円	374,885 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		木祖村	長野県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	186,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	151,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	円	円	—
	中学卒	円	円	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
〇 〇 職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

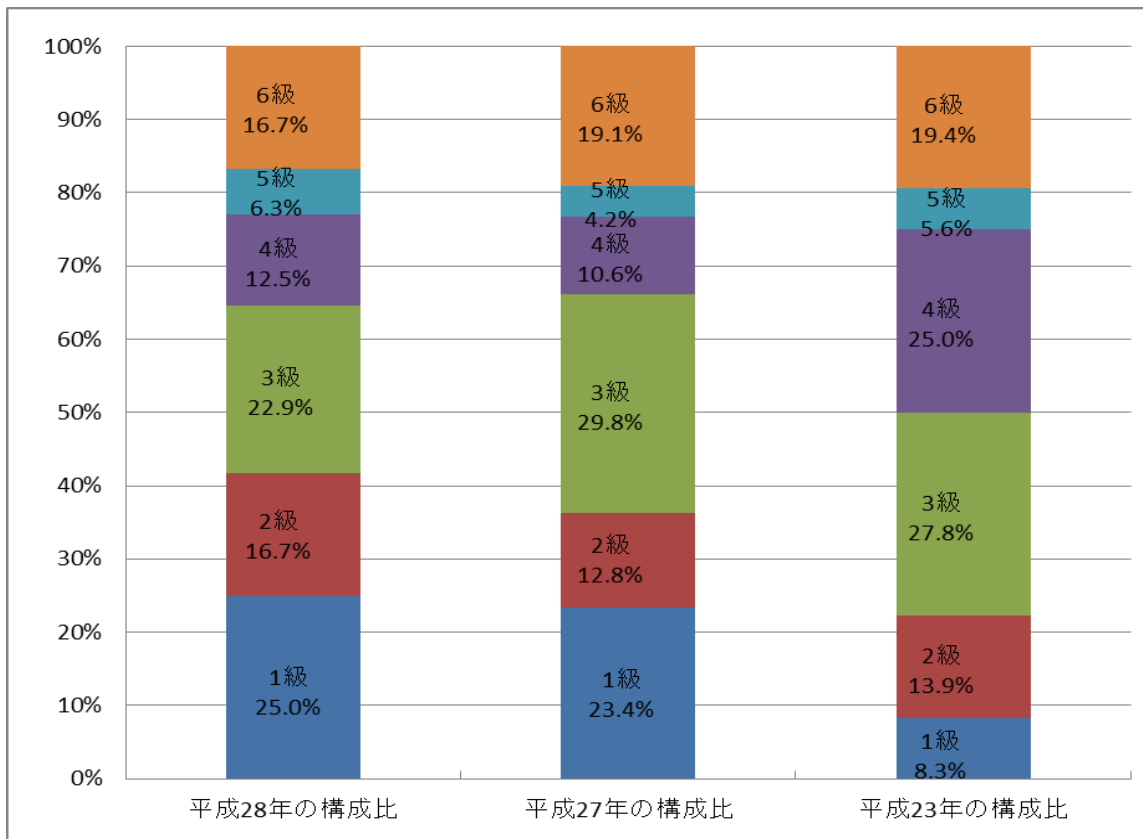
区 分		経験年数7～10年	経験年数15～20年	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	229,500 円	291,900 円	406,700 円
	高校卒	195,600 円	281,700 円	409,300 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円
〇 〇 職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	12人	25.0%	140,100円	246,100円
2級	主任の職務	8人	16.7%	190,200円	303,000円
3級	係長及び主査の職務	11人	22.9%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐及び総括係長の職務	6人	12.5%	259,900円	379,800円
5級	総括課長補佐の職務	3人	6.3%	286,200円	391,800円
6級	課長及び調整幹の職務	8人	16.7%	317,000円	409,000円
7級	総括課長の職務	0人	0%	361,300円	443,700円

- (注) 1 木祖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	木祖村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木祖村	長野県	国
1 人当たり平均支給額(27年度) 1,101 千円	1 人当たり平均支給額(27年度) 1,678 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	木祖村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		

ロ 人事評価を実施していない				
----------------	--	--	--	--

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

木祖村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)		

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
木祖村	0%	0人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納整理手当	村税又は税外収入金の 収納に従事する職員	滞納整理	0千円	日額1,000円
感染症防疫手当	感染症が発生した場合 または発生する恐れがある場合 において、消毒作業等に従 事した職員	感染症関連箇所 における処理・消 毒・防疫作業・救 護活動、保健指導	0千円	日額1,000円
行路死病人取扱 手当	行路死亡人又は行路 病人が発生した場合 の取扱作業に従事し た職員	行路死亡人又は 行路病人の取扱	0千円	行路死亡人 日額5,000円 行路病人 日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	6,466千円
職員一人当たり平均支給額（27年度決算）	179千円
支給実績（26年度決算）	6,302千円
職員一人当たり平均支給額（26年度決算）	217千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		4,300千円	252,941円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃等を支払っている職員に支給	同		984千円	123,000円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその料金を負担すること、又は自動車等を使用することを常とする職員に支給	同		954千円	38,160円
管理職手当	管理職員に支給	異	定額制	4,800千円	400,000円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	640,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 804,000円 / 416,500円
	副市町村長	557,000円 (円)	705,000円 / 385,000円
報酬	議長	243,000円 (円)	395,000円 / 160,000円
	副議長	166,000円 (円)	310,000円 / 130,000円
	議員	150,000円 (円)	210,000円 / 115,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(27年度支給割合) 3.15月分	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 3.15月分	

退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

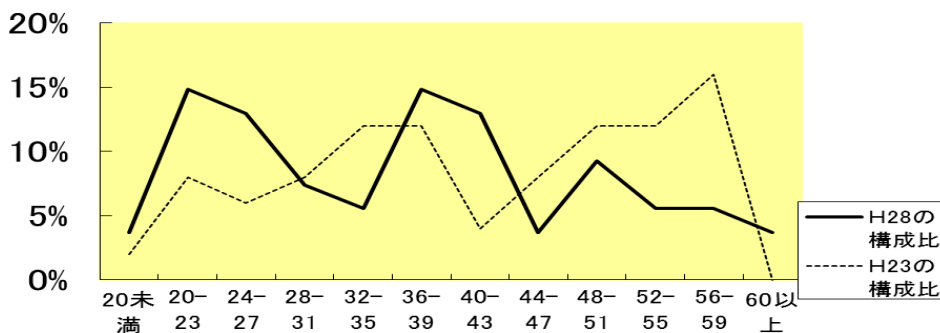
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成28年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	実働職員が不足のため増員
		総務	13	13	0	
		税務	3	3	0	
		農水	6	5	1	
		商工	4	4	0	
土木		1	1	0		
民生衛生		11	11	0		
計	7	5	2	保健師業務への配置換、実働職員が不足のため増員		
	計	46	43	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.41人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 161.49人)	
	教育部門	4	3	1	実働職員が不足のため増員	
	消防部門					
	小計	50	46	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.58人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 185.87人)	
公営企業会計等部門	水道	水道	1	1	0	
		下水道	2	2	0	
		その他	1	1	0	
	小計	4	4	0		
合計		54	50	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.74人	
		[60]	[60]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	8人	7人	4人	3人	8人	7人	2人	5人	3人	3人	2人	54人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	43	42	40	42	43	46	3(%)
教育	4	4	4	4	3	4	1(%)
消防							(%)
普通会計	47	46	44	46	46	50	4(%)
公営企業等会計	4	4	4	4	4	4	0(%)
総合計	51	50	48	50	50	54	4(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。